

尚武会(土佐中学・土佐高等学校剣道部 OB 会)会則

第1章 総則

第1条 本会は尚武会(土佐中学・土佐高等学校 OB 会)と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて会員と母校土佐中学、土佐高等学校剣道部との関係を密にし、進んで後輩の育成に努めることを目的とする。

第3条 本会は本部ならびに事務局を土佐高等学校剣道部に置く。

第4条 本会は前条の目的を達成するため以下の行事を行う。

- ①名簿の発行及び相互間の連絡
- ②総会の開催
- ③剣道部に対する奨励及び援助
- ④会員相互間及び剣道部員(学生)との懇親
- ⑤剣道部員との交歓練習
- ⑥その他本会の目的達成のため必要な事項

第2章 会員

第5条 本会は下記の会員をもって組織する。

①土佐中学・土佐高等学校卒業生にして剣道部員であったもの。

②本会の趣旨に賛成し、入会を希望したもので幹事会が認めたもの(準会員)

第6条 会員は会費として年会費 有職者 5,000 円、学生 1,000 円也を前納すること。

第3章 役員及び機関

第7条 本会に以下の役員を置く。

会長 1名、副会長 3名、幹事長 1名、幹事 各卒業年度 1名

事務局長 1名(土佐高等学校剣道部連絡事務局員 1名)

会計 1名、監査 1名

第8条 役員は総会で選任する。

第9条 ①役員任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。

②役員に欠員を生じた場合は、随時これを補充する。(幹事会で決定)

この場合の役員任期は、前任者の残期間とする。

第10条 本会に顧問(相談役)を若干名置くことができる。顧問(相談役)は、

幹事会の同意を得て、会長がこれを選任する。

第11条

①会長は本会を代表し、本会の会務を統括する。

②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

③幹事長は会長、副会長を補佐し、本会の会務が円滑に運営するように努める。

④幹事は、各卒業年度の会員同士で情報を交換し、幹事長を補佐する。

⑤事務局長は本会の庶務を統括し、本会の内容及び活動を会員に広く会報するために、広報担当者を推薦することができ、これを会長が委嘱する。

⑥会計は本会の財務を処理する。

⑦監査は本会の財務を監査する。

第4章 会議

- 第12条 本会の会議は総会、幹事会の2会とし、会議は会長がこれを召集する。
- 第13条 総会は、定期総会とし、毎年1回開催することができる。
但し、幹事会において必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。
- 第14条 総会においては、下記の事項を協議する。
①規約の改廃 ②役員の変更 ③会務状況の報告 ④決算報告及び予算の承認
⑤その他必要事項
- 第15条 会議の決議は、出席者の過半数で行い、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 第16条
①会議の議長は、幹事長があたる。
②会議の進行運営は、事務局長が当たる。
- 第17条 幹事会は必要と認めるとき、会長がこれを召集する。

第5章 会計

- 第18条 本会の経費は、下記の各号をもってあてる。
①会費 ②寄付金 ③その他収入
- 第19条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日をもって終了する。

第6章 雑則

- 第20条 会員が、その住所、指名、職業を変更したときは、事務局に通知しなければならない。
- 第21条 本会則は、平成6年8月27日(1994年)より施行する。
平成6年8月27日 会則制定実施
平成8年8月24日 一部改正実施
平成13年2月24日 一部改正実施

付記 慶弔見舞金規定

《総則》

- 第1条 会員に慶弔があったときの慶弔金および見舞金は本規定の定めるところによる。

《支給範囲及び金額》

- 第2条 慶弔金及び見舞金を贈る場合の範囲並びに金額は下記の各号のとおりとする。

- ①会員の死亡 10,000円
②会員の家族の死亡など相当と認める事項(慶弔)は、その都度、役員会において決定する。